次世代育成支援対策推進法による

一般事業主行動計画

令和４年６月１日

公益社団法人長崎県看護協会

会長　　西村　伊知恵

協会職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間　：　令和　４年　６月　１日～令和　７年　５月　30までの　３年間

目標１：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり　平均年間 10 日以上、 または年間取得率５０％以上を目指す。

＜対策＞

●令和　４年　６月～　前年度の年次有給休暇の取得状況について実態を把握

●令和　４年　10 月～　前年度の事業部・事業所ごとの取得状況をとりまとめ、今年度計画的に取得できるよう、各部・各事業所の管理職に対して、定期的な職員の取得状況の報告と取得促進についての指導を徹底する。

●令和　４年 11 月～　今年度計画的に取得できているかの中間取得状況を確認し、各職員へ取得を促進する。

●令和　５年　５月～　１年間の取得状況を集計し、目標に達した職員は、次年度も維持できるよう、また目標に達しなかった場合は、問題点を話し合い、次の１年間の取り組みにつなげる。